

鳥取沿岸海岸保全基本計画



令和2年3月

鳥 取 県

鳥取沿岸海岸保全基本計画

(素案)



赤字：第2回検討委員会時の記載内容

青字：第2回検討委員会後の修正・追記内容

令和8年3月

鳥 取 県

現行計画の記載内容	第2回検討委員会後の修正内容																																																																																												
<table> <tr> <td>I. 海岸の保全に関する基本的な事項</td><td>1</td></tr> <tr> <td>1. 海岸の現況及び保全の方向に関する事項</td><td>1</td></tr> <tr> <td>1.1 自然的特性</td><td>1</td></tr> <tr> <td>1.2 社会的特性</td><td>11</td></tr> <tr> <td>1.3 ゾーニング</td><td>20</td></tr> <tr> <td>2. 海岸の防護に関する事項</td><td>24</td></tr> <tr> <td>2.1 防護の目標</td><td>24</td></tr> <tr> <td>2.1.1 防護水準</td><td>24</td></tr> <tr> <td>2.1.2 防護すべき地域</td><td>31</td></tr> <tr> <td>2.2 実施しようとする施策の内容</td><td>31</td></tr> <tr> <td>3. 海岸環境の整備及び保全に関する事項</td><td>38</td></tr> <tr> <td>4. 海岸における公衆の適正な利用に関する事項</td><td>41</td></tr> <tr> <td>5. 沿岸の長期的な在り方</td><td>44</td></tr> <tr> <td>II 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項</td><td>46</td></tr> <tr> <td>1. 海岸保全施設の新設又は改良に関する事項</td><td>46</td></tr> <tr> <td>1.1 新設又は改良しようとする区域</td><td>46</td></tr> <tr> <td>1.2 海岸保全施設の種類、規模及び配置</td><td>54</td></tr> <tr> <td>1.3 海岸保全施設による受益の地域及びその状況</td><td>54</td></tr> <tr> <td>2. 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項</td><td>55</td></tr> <tr> <td>2.1 海岸保全施設の存する区域</td><td>55</td></tr> <tr> <td>2.2 海岸保全施設の種類、規模及び配置</td><td>55</td></tr> <tr> <td>2.3 海岸保全施設の維持又は修繕の方法</td><td>55</td></tr> </table>	I. 海岸の保全に関する基本的な事項	1	1. 海岸の現況及び保全の方向に関する事項	1	1.1 自然的特性	1	1.2 社会的特性	11	1.3 ゾーニング	20	2. 海岸の防護に関する事項	24	2.1 防護の目標	24	2.1.1 防護水準	24	2.1.2 防護すべき地域	31	2.2 実施しようとする施策の内容	31	3. 海岸環境の整備及び保全に関する事項	38	4. 海岸における公衆の適正な利用に関する事項	41	5. 沿岸の長期的な在り方	44	II 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項	46	1. 海岸保全施設の新設又は改良に関する事項	46	1.1 新設又は改良しようとする区域	46	1.2 海岸保全施設の種類、規模及び配置	54	1.3 海岸保全施設による受益の地域及びその状況	54	2. 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項	55	2.1 海岸保全施設の存する区域	55	2.2 海岸保全施設の種類、規模及び配置	55	2.3 海岸保全施設の維持又は修繕の方法	55	<table> <tr> <td>I. 海岸の保全に関する基本的な事項</td><td>1</td></tr> <tr> <td>1. 海岸の現況及び保全の方向に関する事項</td><td>1</td></tr> <tr> <td>1.1 自然的特性</td><td>1</td></tr> <tr> <td>1.2 社会的特性</td><td>11</td></tr> <tr> <td>1.3 ゾーニング</td><td>21</td></tr> <tr> <td>2. 海岸の防護に関する事項</td><td>25</td></tr> <tr> <td>2.1 防護の目標</td><td>25</td></tr> <tr> <td>2.1.1 防護水準</td><td>26</td></tr> <tr> <td>2.1.2 防護すべき地域</td><td>40</td></tr> <tr> <td>2.2 実施しようとする施策の内容</td><td>40</td></tr> <tr> <td>3. 海岸環境の整備及び保全に関する事項</td><td>49</td></tr> <tr> <td>4. 海岸における公衆の適正な利用に関する事項</td><td>53</td></tr> <tr> <td>5. 沿岸の長期的な在り方</td><td>56</td></tr> <tr> <td>II. 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項</td><td>58</td></tr> <tr> <td>1. 海岸保全施設の新設又は改良に関する事項</td><td>58</td></tr> <tr> <td>1.1 ハード対策・ソフト対策を組み合わせた気候変動への適応策</td><td>58</td></tr> <tr> <td>1.2 海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域</td><td>60</td></tr> <tr> <td>1.3 海岸保全施設の種類、規模及び配置</td><td>69</td></tr> <tr> <td>1.4 海岸保全施設による受益の地域及びその状況</td><td>69</td></tr> <tr> <td>2. 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項</td><td>70</td></tr> <tr> <td>2.1 海岸保全施設の存する区域</td><td>70</td></tr> <tr> <td>2.2 海岸保全施設の種類、規模及び配置</td><td>70</td></tr> <tr> <td>2.3 海岸保全施設の維持又は修繕の方法</td><td>70</td></tr> <tr> <td>3. 海岸保全基本計画実施時の留意事項</td><td>71</td></tr> </table>	I. 海岸の保全に関する基本的な事項	1	1. 海岸の現況及び保全の方向に関する事項	1	1.1 自然的特性	1	1.2 社会的特性	11	1.3 ゾーニング	21	2. 海岸の防護に関する事項	25	2.1 防護の目標	25	2.1.1 防護水準	26	2.1.2 防護すべき地域	40	2.2 実施しようとする施策の内容	40	3. 海岸環境の整備及び保全に関する事項	49	4. 海岸における公衆の適正な利用に関する事項	53	5. 沿岸の長期的な在り方	56	II. 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項	58	1. 海岸保全施設の新設又は改良に関する事項	58	1.1 ハード対策・ソフト対策を組み合わせた気候変動への適応策	58	1.2 海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域	60	1.3 海岸保全施設の種類、規模及び配置	69	1.4 海岸保全施設による受益の地域及びその状況	69	2. 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項	70	2.1 海岸保全施設の存する区域	70	2.2 海岸保全施設の種類、規模及び配置	70	2.3 海岸保全施設の維持又は修繕の方法	70	3. 海岸保全基本計画実施時の留意事項	71
I. 海岸の保全に関する基本的な事項	1																																																																																												
1. 海岸の現況及び保全の方向に関する事項	1																																																																																												
1.1 自然的特性	1																																																																																												
1.2 社会的特性	11																																																																																												
1.3 ゾーニング	20																																																																																												
2. 海岸の防護に関する事項	24																																																																																												
2.1 防護の目標	24																																																																																												
2.1.1 防護水準	24																																																																																												
2.1.2 防護すべき地域	31																																																																																												
2.2 実施しようとする施策の内容	31																																																																																												
3. 海岸環境の整備及び保全に関する事項	38																																																																																												
4. 海岸における公衆の適正な利用に関する事項	41																																																																																												
5. 沿岸の長期的な在り方	44																																																																																												
II 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項	46																																																																																												
1. 海岸保全施設の新設又は改良に関する事項	46																																																																																												
1.1 新設又は改良しようとする区域	46																																																																																												
1.2 海岸保全施設の種類、規模及び配置	54																																																																																												
1.3 海岸保全施設による受益の地域及びその状況	54																																																																																												
2. 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項	55																																																																																												
2.1 海岸保全施設の存する区域	55																																																																																												
2.2 海岸保全施設の種類、規模及び配置	55																																																																																												
2.3 海岸保全施設の維持又は修繕の方法	55																																																																																												
I. 海岸の保全に関する基本的な事項	1																																																																																												
1. 海岸の現況及び保全の方向に関する事項	1																																																																																												
1.1 自然的特性	1																																																																																												
1.2 社会的特性	11																																																																																												
1.3 ゾーニング	21																																																																																												
2. 海岸の防護に関する事項	25																																																																																												
2.1 防護の目標	25																																																																																												
2.1.1 防護水準	26																																																																																												
2.1.2 防護すべき地域	40																																																																																												
2.2 実施しようとする施策の内容	40																																																																																												
3. 海岸環境の整備及び保全に関する事項	49																																																																																												
4. 海岸における公衆の適正な利用に関する事項	53																																																																																												
5. 沿岸の長期的な在り方	56																																																																																												
II. 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項	58																																																																																												
1. 海岸保全施設の新設又は改良に関する事項	58																																																																																												
1.1 ハード対策・ソフト対策を組み合わせた気候変動への適応策	58																																																																																												
1.2 海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域	60																																																																																												
1.3 海岸保全施設の種類、規模及び配置	69																																																																																												
1.4 海岸保全施設による受益の地域及びその状況	69																																																																																												
2. 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項	70																																																																																												
2.1 海岸保全施設の存する区域	70																																																																																												
2.2 海岸保全施設の種類、規模及び配置	70																																																																																												
2.3 海岸保全施設の維持又は修繕の方法	70																																																																																												
3. 海岸保全基本計画実施時の留意事項	71																																																																																												

現行計画の記載内容	第2回検討委員会後の修正内容
まえがき 本県の海岸は、ユネスコの世界ジオパークに認定された岩美海岸や鳥取砂丘から、出雲国風土記「国引き神話」に登場する弓ヶ浜まで東西約130kmにおよび、多彩な地形、貴重な地質、多くの歴史を有している。また、海岸線の約6割は鳥取砂丘をはじめとした白砂青松の砂浜海岸であり、皆生海岸が国内初のトライアスロンの舞台になるなど、スポーツ、レクリエーション、観光の場として直接的な利用の面で、また間接的にも白兎海岸が神話因幡の白兎の舞台であるなど信仰や文化・伝統等精神的な面で、海岸は県民の貴重な財産である。 一方で様々な要因により、海岸の砂浜が減少する海岸侵食が大きな課題となっており、その対策の推進が求められている。 このような状況から、本県では平成14年5月に「鳥取沿岸海岸保全基本計画」を、平成17年6月に「鳥取沿岸の総合的な土砂管理ガイドライン」を策定し、総合的な土砂管理に基づくサンドリサイクル[※]や、人々の暮らしを守る海岸保全施設の整備事業を計画的かつ積極的に推進してきた。 その後、平成23年3月11日に東北地方太平洋沖地震が発生し、その津波による東北地方を中心とした沿岸の被害は甚大なものとなった。その教訓を踏まえ、平成26年6月には大規模な津波や高潮等に備えるための防災・減災対策の強化や、海岸の適切な維持管理の確保を推進するため、海岸法が改正された。更に平成27年2月には、今後の海岸の望ましい姿の実現に向けた指針「海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本的な方針」が国より示されたところである。 これらを背景に、本県においても防災・減災についての新たな考え方に沿って海岸保全を推進するため、調査・検討を進めてきた。この度、その検討結果を踏まえ、海岸保全基本計画の改定を行うものである。 なお、本計画策定後の気候の変動、地域状況変化、社会経済状況の変化等に対応するため、必要に応じて計画の基本的事項や海岸保全施設の整備内容等を点検整理し、今後も適宜見直しを行うこととする。 ※ 本計画では、砂の人為的な移動により砂浜を還元するサンドリサイクル、サンドバイパスについて、一般的な呼称として「サンドリサイクル」を使用する。（特別に区別して記載する場合を除く。）	気候変動を踏まえて、海岸保全基本計画の変更経緯について記載 まえがき 本県の海岸は、ユネスコの世界ジオパークに認定された岩美海岸や鳥取砂丘から、出雲国風土記「国引き神話」に登場する弓ヶ浜まで東西約130kmにおよび、多彩な地形、貴重な地質、多くの歴史を有している。また、海岸線の約6割は鳥取砂丘をはじめとした白砂青松の砂浜海岸であり、皆生海岸が国内初のトライアスロンの舞台になるなど、スポーツ、レクリエーション、観光の場として直接的な利用の面で、また間接的にも白兎海岸が神話因幡の白兎の舞台であるなど信仰や文化・伝統等精神的な面で、海岸は県民の貴重な財産である。 一方で様々な要因により、海岸の砂浜が減少する海岸侵食が大きな課題となっており、その対策の推進が求められている。 このような状況から、本県では平成14年5月に「鳥取沿岸海岸保全基本計画」を、平成17年6月に「鳥取沿岸の総合的な土砂管理ガイドライン」を策定し、総合的な土砂管理に基づくサンドリサイクル[※]や、人々の暮らしを守る海岸保全施設の整備事業を計画的かつ積極的に推進してきた。 その後、平成23年3月11日に東北地方太平洋沖地震が発生し、その津波による東北地方を中心とした沿岸の被害は甚大なものとなった。その教訓を踏まえ、平成26年6月には大規模な津波や高潮等に備えるための防災・減災対策の強化や、海岸の適切な維持管理の確保を推進するため、海岸法が改正された。更に平成27年2月には、今後の海岸の望ましい姿の実現に向けた指針「海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本的な方針」が国より示されたところである。 また、令和2年7月に「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方検討委員会」において、今後の海岸保全は、過去のデータに基づきつつ、気候変動による影響を明示的に考慮した海岸保全対策へ転換することが示され、令和2年11月に海岸保全基本方針が変更、令和3年7月に海岸保全施設の技術上の基準を定める省令が改正されたことを受けて、本県においても令和5～6年度にかけて「鳥取沿岸海岸保全基本計画の変更に関する技術検討会」を設置し、2100年時点の平均海面水位、高潮・高波の将来予測値についての検討を行ってきたところである。 これらを背景に、本県においても防災・減災についての新たな考え方に沿って海岸保全を推進するため、調査・検討を進めてきた。この度、その検討結果を踏まえ、海岸保全基本計画の改定を行うものである。 なお、海岸保全基本計画策定後の気候の変動、地域状況変化、社会経済状況の変化等に対応するため、必要に応じて計画の基本的事項や海岸保全施設の整備内容等を点検整理し、今後も適宜見直しを行うこととする。 ※ 海岸保全基本計画では、砂の人為的な移動により砂浜を還元するサンドリサイクル、サンドバイパスについて、一般的な呼称として「サンドリサイクル」を使用する。（特別に区別して記載する場合を除く。）

I. 海岸の保全に関する基本的な事項

1. 海岸の現況及び保全の方向に関する事項

1.1 自然的特性

(1) 海岸の現状

- 海岸線の約6割は鳥取砂丘に代表される砂浜海岸である。
- 砂浜海岸以外にも、崖海岸、礫海岸も数多く存在し、自然豊かで多様な海岸が形成されている。

鳥取沿岸は、海岸の約6割が鳥取砂丘、白兎海岸、弓ヶ浜等に代表される砂浜海岸である。これらの砂浜海岸は、白砂青松の海岸となっており海水浴や散策など広く県民に利用され、愛されている。特に鳥取砂丘はその広さ、雄大さから、日本を代表する砂浜の一つである。また、崖海岸地区はリアス式海岸となっており、日本海の荒波と風雪によって断崖や岩礁が形成されるなど、表情豊かな海岸が形成されている。

(2) 海象

- 春季から夏季にかけては比較的穏やかな波が多いが、冬季は高波浪が継続することも多く、厳しい自然条件となっている。

年間を通して、西北西～北北東方向からの波浪が多い。春季から夏季は、北北東からの波浪を中心に、波高1m以下の穏やかな波が多いが、冬季は北北西～北方向から波高3mを越える波が来襲するなど、冬季風浪が卓越する傾向がある。

I. 海岸の保全に関する基本的な事項

1. 海岸の現況及び保全の方向に関する事項

1.1 自然的特性

(1) 海岸の現状

- 海岸線の約6割は鳥取砂丘に代表される砂浜海岸である。
- 砂浜海岸以外にも、崖海岸、礫海岸も数多く存在し、自然豊かで多様な海岸が形成されている。

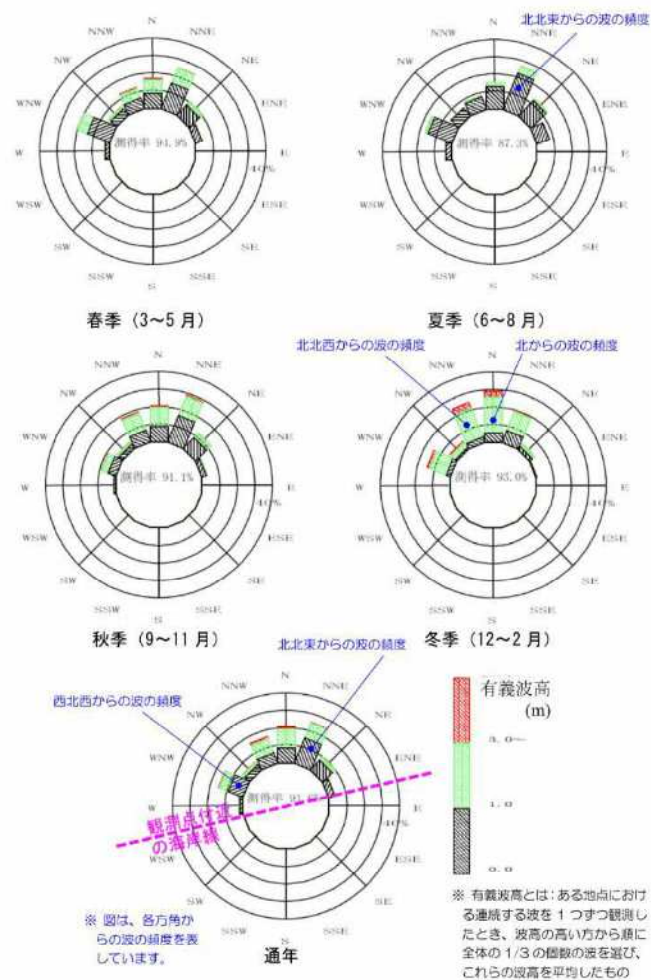
鳥取沿岸は、海岸の約6割が鳥取砂丘、白兎海岸、弓ヶ浜等に代表される砂浜海岸である。これらの砂浜海岸は、白砂青松の海岸となっており海水浴や散策など広く県民に利用され、愛されている。特に鳥取砂丘はその広さ、雄大さから、日本を代表する砂浜の一つである。また、崖海岸地区はリアス式海岸となっており、日本海の荒波と風雪によって断崖や岩礁が形成されるなど、表情豊かな海岸が形成されている。

(2) 海象

- 春季から夏季にかけては比較的穏やかな波が多いが、冬季は高波浪が継続することも多く、厳しい自然条件となっている。

年間を通して、西北西～北北東方向からの波浪が多い。春季から夏季は、北北東からの波浪を中心に、波高1m以下の穏やかな波が多いが、冬季は北北西～北方向から波高3mを越える波が来襲するなど、冬季風浪が卓越する傾向がある。

－第1編 第1章 海岸の現況及び保全の方向に関する事項－

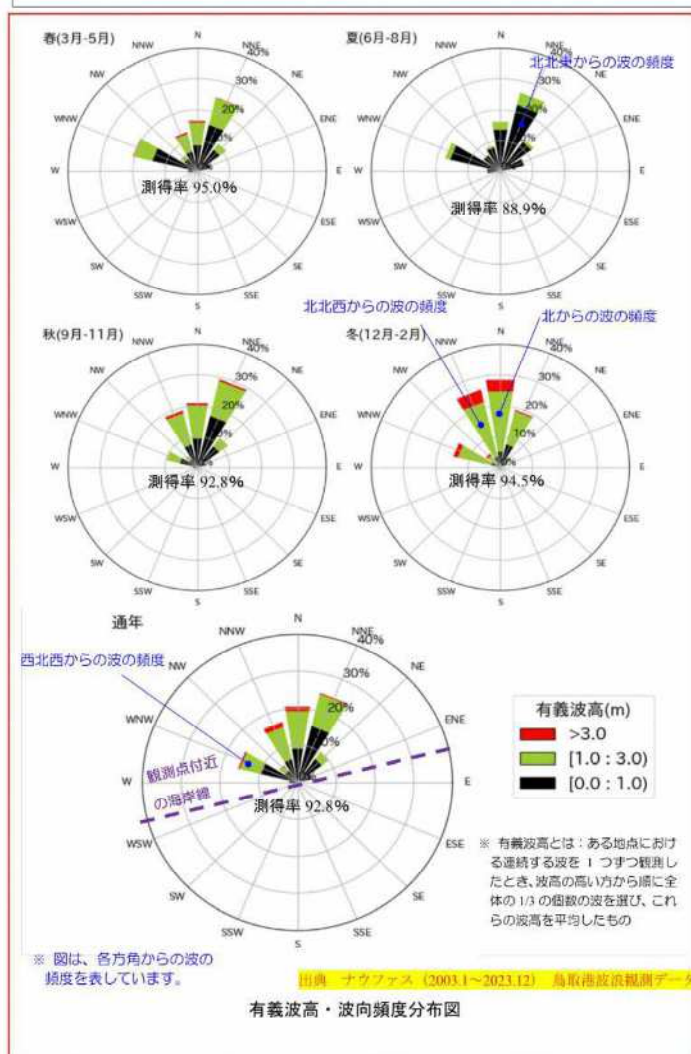


有義波高・波向頻度分布図

出典 ナウファス (2003.3～2019.2) 鳥取港波浪観測データ

－第1編 第1章 海岸の現況及び保全の方向に関する事項－

【時点更新】統計期間を2003.3～2023.12に更新



有義波高・波向頻度分布図

出典 ナウファス (2003.1～2023.12) 鳥取港波浪観測データ

(3) 地形・地質

- 県南側の中国山地は急峻であり、日本海に向かって河川は急流である。
- 河川からの土砂供給により堆積平野が形成され、砂浜海岸が維持されてきた。
- 県東部はユネスコ世界ジオパークに認定されるなど、地形地質をはじめとする豊かな自然遺産が評価されている。

南側には大山や氷ノ山をはじめとする急峻な中国山地が連続しており、河川はいずれも日本海に向かって急流となっている。千代川・天神川・日野川などに運ばれた土砂により下流部に鳥取平野、倉吉平野、米子平野等の堆積平野を形成している。

地質としては、山岳部に花崗岩類や流紋岩類、平野部は大山火山灰層等で構成されている。また、平野部の河口周辺では、山地の花崗岩等から供給された土砂により砂浜が形成・維持されてきた。

また、県東部の海岸部周辺は、日本海形成に関わる様々な岩石・地層や、変化に富んだ海岸地形等が評価され、「地球活動の遺産」として世界ジオパークへの加盟が認定されている。



中国山地(大山)



山陰海岸ジオパーク(浦富海岸)

(4) 漂砂と砂浜

- 河川から供給された土砂等が、沿岸漂砂により移動しながら砂浜を形成している。

一般的に鳥取沿岸の漂砂は、その波浪の特性から概ね冬に西から東へ、春から秋にかけて東から西へと移動する傾向にある。また、美保湾沿岸については島根半島の影響もあって西向きに移動している。

ただし、海岸に構造物がある箇所は、沿岸漂砂のバランスが崩れて海岸侵食の要因となりえるので、モニタリングを実施し、流砂系の土砂動態の把握と適正管理が必要である。鳥取県においては、総合的な土砂管理と位置づけ継続的に実施している。

(3) 地形・地質

- 県南側の中国山地は急峻であり、日本海に向かって河川は急流である。
- 河川からの土砂供給により堆積平野が形成され、砂浜海岸が維持されてきた。
- 県東部はユネスコ世界ジオパークに認定されるなど、地形地質をはじめとする豊かな自然遺産が評価されている。

南側には大山や氷ノ山をはじめとする急峻な中国山地が連続しており、河川はいずれも日本海に向かって急流となっている。千代川・天神川・日野川などに運ばれた土砂により下流部に鳥取平野、倉吉平野、米子平野等の堆積平野を形成している。

地質としては、山岳部に花崗岩類や流紋岩類、平野部は大山火山灰層等で構成されている。また、平野部の河口周辺では、山地の花崗岩等から供給された土砂により砂浜が形成・維持されてきた。

また、県東部の海岸部周辺は、日本海形成に関わる様々な岩石・地層や、変化に富んだ海岸地形等が評価され、「地球活動の遺産」として世界ジオパークへの加盟が認定されている。



中国山地(大山)



山陰海岸ジオパーク(浦富海岸)

(4) 漂砂と砂浜

- 河川から供給された土砂等が、沿岸漂砂により移動しながら砂浜を形成している。

一般的に鳥取沿岸の漂砂は、その波浪の特性から概ね冬に西から東へ、春から秋にかけて東から西へと移動する傾向にある。また、美保湾沿岸については島根半島の影響もあって西向きに移動している。

ただし、海岸に構造物がある箇所は、沿岸漂砂のバランスが崩れて海岸侵食の要因となりえるので、**海浜地形**のモニタリングを実施し、流砂系の土砂動態の把握と適正管理が必要である。鳥取県においては、総合的な土砂管理と位置づけ継続的に実施している。

(5) 水質

- 沿岸の水質はほとんど環境基準値を満足しており、良好である。

鳥取沿岸の水質環境基準（環境省）は、境港港湾区域のみが海域類型 B で、その他の水域は全て類型 A となっている。沿岸海域には 16 地点の「環境基準点」が設置されており、「公共用水域及び地下水の水質測定結果（鳥取県）」より過去 10 年間の COD 値（75%値）の値を見ると、沿岸の西部の一部で基準値を超えることがあるものの、その他の地点では基準値を満足しており、水質は良好である。

沿岸にある海水浴場（11 箇所）では、環境省の海水浴場判定基準の水質 AA～A（水質が特に良好～水質が良好）となっており、レクリエーションにも適した水質である。

鳥取県海水浴場の水質判定結果

海水浴場名	東浜 （岩美町）	牧谷 （岩美町）	浦富 （岩美町）	鳥取砂丘 （鳥取市）	賀露みなと （鳥取市）	白兎 （鳥取市）
油膜	無	無	無	無	無	無
COD(mg/L)	1.4	1.3	1.4	1.5	1.5	1.5
透明度	全透	全透	全透	全透	全透	全透
判定結果	AA	AA	AA	AA	AA	AA

海水浴場名	小沢見 （鳥取市）	ハワイ （湯梨浜町）	宇野 （湯梨浜町）	八橋 （琴浦町）	皆生温泉 （米子市）
油膜	無	無	無	無	無
COD(mg/L)	1.5	1.6	1.4	1.7	1.6
透明度	全透	全透	全透	全透	全透
判定結果	AA	A	AA	AA	AA

出典 環境省 水・大気環境局(令和元年 7 月)
令和元年度 水浴場（開設前）水質調査結果

【時点更新】令和 7 年度の水質調査結果に更新

(5) 水質

- 沿岸の水質はほとんど環境基準値を満足しており、良好である。

鳥取沿岸の水質環境基準（環境省）は、境港港湾区域のみが海域類型 B で、その他の水域は全て類型 A となっている。沿岸域には 16 地点の「環境基準点」が設置されており、「令和 5 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果（鳥取県）」より過去 10 年間の COD 値（75%値）の値を見ると、西部沿岸の一部で基準値を超えることがあるものの、その他の地点では基準値を満足しており、水質は良好である。

沿岸にある海水浴場（9 箇所）では、環境省の海水浴場判定基準の水質 AA～A（水質が特に良好～水質が良好）となっており、レクリエーションにも適した水質である。

鳥取県海水浴場の水質判定結果

海水浴場名	東浜 （岩美町）	牧谷 （岩美町）	浦富 （岩美町）	鳥取砂丘 （鳥取市）	賀露みなと （鳥取市）
油膜	無	無	無	無	無
COD(mg/L)	1.3	0.9	1.0	1.4	1.1
透明度	全透	全透	全透	全透	全透
判定結果	AA	AA	AA	AA	AA

海水浴場名	白兎 （鳥取市）	小沢見 （鳥取市）	ハワイ （湯梨浜町）	皆生温泉 （米子市）
油膜	無	無	無	無
COD(mg/L)	1.1	1.2	1.4	1.5
透明度	全透	全透	全透	全透
判定結果	AA	A	AA	AA

出典 令和 7 年度海水浴場水質調査結果(開設前)について

(6) 流入河川

- 比較的急勾配かつ短い延長で、45の河川が日本海に流入している。
- 主要な河川は、一級河川の千代川、天神川、日野川である。

鳥取沿岸には45の河川が流入している。その多くは南の中国山地から北の日本海に向け、比較的急勾配かつ短い延長で流下している。そのうちの主要なものは、一級河川の千代川、天神川、日野川の3河川であり、海岸線に広範囲の漂砂範囲を持っている。二級河川は、蒲生川、加勢蛇川、阿弥陀川、佐陀川等の42河川である。



鳥取県内の河川

(6) 流入河川

- 比較的急勾配かつ短い延長で、45の河川が日本海に流入している。
- 主要な河川は、一級河川の千代川、天神川、日野川である。

鳥取沿岸には45の河川が流入している。その多くは南の中国山地から北の日本海に向け、比較的急勾配かつ短い延長で流下している。そのうちの主要なものは、一級河川の千代川、天神川、日野川の3河川であり、海岸線に広範囲の漂砂範囲を持っている。二級河川は、蒲生川、加勢蛇川、阿弥陀川、佐陀川等の42河川である。



鳥取県内の河川

(7) 生物相

- 砂浜海岸や岩礁・海蝕崖等の変化に富んだ生息環境に応じた、多様な生物相が成立している。砂浜海岸にはスナガニ等のカニ類や特有の昆虫類が生息する。
- 主要な河川の河口域は水鳥の生息地、渡り鳥の中継地・集団渡来地となっており、絶滅危惧種であるコアジサシなど様々な野鳥が飛来する。
- 砂丘や断崖には砂丘植物などの貴重な植物が自生する。弓ヶ浜など砂浜の背後にはクロマツ林が分布し、白砂青松を創出している。
- 岩礁域ではホンダワラ類などの藻場が分布し、砂浜域ではアカウミガメの産卵・孵化もみられる。

(a) 植生

県内に広く分布する砂浜海岸の背後には、飛砂防備、潮害防備保安林としてクロマツ林が帯状に分布して白砂青松を創出し、沿岸部における土地の高度利用、住民の生活環境を保護してきた。また、その他の崖海岸や砂浜海岸の背後にも魚つき保安林として指定された海岸樹林が分布している。

沿岸の砂丘や断崖には特色のある地形・生育環境に応じて、貴重な植生が自生している。貴重な植生としては、浦富海岸の海浜・海食崖の植物群落(ヒゴタイなど)、日本最大の鳥取砂丘の植生(ハマボウフウなど)、気高町船磯の海岸急斜面のスタジイ林、泊海岸や橋津海岸の旧海食崖に残る貴重植生(トウテイラン、オオエゾデンダ)の群生地、赤碕町智光寺マデバシイ自生北限、赤碕海岸や中山海岸のハマヒサカキ群落、白兔海岸や中山海岸のハマナス自生南限、弓ヶ浜のクロマツの海岸林と砂丘植生などがあげられる。



ハマボウフウ

写真提供：鳥取県緑豊かな自然課

(b) 陸生生物

○カニ類

鳥取県に広く分布する砂浜海岸のほぼ全域に、自然海岸の保全の指標となり得るスナガニが分布している。その他磯場では、イワガニなど多様なカニ類が生息している。希少な種としては、河口のヨシ原、石垣などに生息するベンケイガニ(岩美町)があげられる。

スナガニ

写真提供：山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館



(7) 生物相

- 砂浜海岸や岩礁・海蝕崖等の変化に富んだ生息環境に応じた、多様な生物相が成立している。砂浜海岸にはスナガニ等のカニ類や特有の昆虫類が生息する。
- 主要な河川の河口域は水鳥の生息地、渡り鳥の中継地・集団渡来地となっており、絶滅危惧種であるコアジサシなど様々な野鳥が飛来する。
- 砂丘や断崖には砂丘植物などの貴重な植物が自生する。弓ヶ浜など砂浜の背後にはクロマツ林が分布し、白砂青松を創出している。
- 岩礁域ではホンダワラ類などの藻場が分布し、砂浜域ではアカウミガメの産卵・孵化もみられる。

(a) 植生

県内に広く分布する砂浜海岸の背後には、飛砂防備、潮害防備保安林としてクロマツ林が帯状に分布して白砂青松を創出し、**沿岸域**における土地の高度利用、住民の生活環境を保護してきた。また、その他の崖海岸や砂浜海岸の背後にも魚つき保安林として指定された海岸樹林が分布している。

沿岸の砂丘や断崖には特色のある地形・生育環境に応じて、貴重な植生が自生している。貴重な植生としては、浦富海岸の海浜・海食崖の植物群落(ヒゴタイなど)、日本最大の鳥取砂丘の植生(ハマボウフウなど)、気高町船磯の海岸急斜面のスタジイ林、泊海岸や橋津海岸の旧海食崖に残る貴重植生(トウテイラン、オオエゾデンダ)の群生地、赤碕町智光寺マデバシイ自生北限、赤碕海岸や中山海岸のハマヒサカキ群落、白兔海岸や中山海岸のハマナス自生南限、弓ヶ浜のクロマツの海岸林と砂丘植生などがあげられる。



ハマボウフウ

写真提供：鳥取県緑豊かな自然課

(b) 陸生生物

○カニ類

鳥取県に広く分布する砂浜海岸のほぼ全域に、自然海岸の保全の指標となり得るスナガニが分布している。その他磯場では、イワガニなど多様なカニ類が生息している。希少な種としては、河口のヨシ原、石垣などに生息するベンケイガニ(岩美町)があげられる。

スナガニ

写真提供：山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館



○昆虫類・クモガタ類

鳥取砂丘を中心に多様な昆虫類・クモガタ類が生息している。希少な昆虫類としては、キマダラルリツバメ（シジミチョウ）、海浜性アリジゴクハマベウスバカゲロウ、エリザハンミョウ、カワラヨモギに寄生するスナヒメハダニなどがあげられる。クモガタ類としては海浜植物がある砂浜に分布するイソコモリグモなどである。千代川の河口域などでは、淡水の砂浜を必要とするハラビロハンミョウや波打ち際の砂浜のみに生息するカロナギサダニといった特有の昆虫類が確認される。東浜から琴浦町までの海蝕崖を伴う砂浜海岸と千代川や蒲生川の感潮域では、ヨシ原などに生息するヒトハリザトウムシが確認されている。

○鳥類

海岸・河口域には四季を通じて多くの水鳥類が飛来する。千代川河口や鳥取砂丘などは、トウネンやハマシギなどのシギ類、メダイチドリやダイゼンなどのチドリ類、シノリガモなどのカモ類が飛来し、渡り鳥の中継地・集団渡来地となっている。日野川河口から弓ヶ浜にかけては、ミサゴなどの猛禽類、マガン、トモエガモ、アカエリヒレアシシギなどが確認されている。

絶滅危惧種であるコアジサシも飛来し、千代川河口、天神川河口、日野川下流域では繁殖が確認されたことがある。



ミサゴ



ハマシギ

写真提供：米子水鳥公園

【更新】ハラビロハンミョウの絶滅による文章修正

○昆虫類・クモガタ類

鳥取砂丘を中心に多様な昆虫類・クモガタ類が生息している。希少な昆虫類としては、キマダラルリツバメ（シジミチョウ）、海浜性アリジゴクハマベウスバカゲロウ、エリザハンミョウ、カワラヨモギに寄生するスナヒメハダニなどがあげられる。クモガタ類としては海浜植物がある砂浜に分布するイソコモリグモなどである。千代川の河口域などでは、波打ち際の砂浜のみに生息するカロナギサダニといった特有の昆虫類が確認される。東浜から琴浦町までの海蝕崖を伴う砂浜海岸と千代川や蒲生川の感潮域では、ヨシ原などに生息するヒトハリザトウムシが確認されている。

○鳥類

海岸・河口域には四季を通じて多くの水鳥類が飛来する。千代川河口や鳥取砂丘などは、トウネンやハマシギなどのシギ類、メダイチドリやダイゼンなどのチドリ類、シノリガモなどのカモ類が飛来し、渡り鳥の中継地・集団渡来地となっている。日野川河口から弓ヶ浜にかけては、ミサゴなどの猛禽類、マガン、トモエガモ、アカエリヒレアシシギなどが確認されている。

絶滅危惧種であるコアジサシも飛来し、千代川河口、天神川河口、日野川下流域では繁殖が確認されたことがある。



ミサゴ



ハマシギ

写真提供：米子水鳥公園

(c) 海生生物

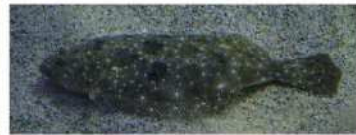
○魚類など

砂浜海岸の浅場には、シロギスが周年確認される。その他、ヒラメ、ネズミゴチ、ホウボウなどの魚類が生息するほか、スズキ、マダイなどの稚魚も多い。コウイカは春先から初夏にかけて浅場の藻場等で産卵している。岩美町・鳥取市・琴浦町・米子市などの砂浜では、絶滅危惧種であるアカウミガメの漂着が確認されている。希ではあるが、岩美町、北栄町などではアカウミガメの産卵・孵化も確認されている。



アカウミガメ

写真提供：鳥取県立博物館



ヒラメ

写真提供：山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館

参考文献

【カニ類】

日本海南海部鳥取県沿岸およびその周辺に生息するカニ類(2011年)

干潟の絶滅危惧動物図鑑(2012) 武田正倫 他

鳥取県の砂浜海岸におけるスナガニの分布 (2009年) 日本ベントス学会 和田年史

【昆虫類・クモガタ類】

鳥取県のすぐれた自然・動物編(1993年) 鳥取県

レッドデータブックとっとり改訂版 (2012年) 鳥取県

【鳥類】

NPO 法人日本野鳥の会鳥取支部ウェブサイト

レッドデータブックとっとり改訂版 (2012年) 鳥取県

【植物】

鳥取県のすぐれた自然・植物編(1993年) 鳥取県

レッドデータブックとっとり改訂版 (2012年) 鳥取県

【海生生物】

山陰海岸の身近な海の生きものガイドブック(2015年) 鳥取県 鳥取県立博物館付属山陰海岸学習館

レッドデータブックとっとり改訂版(2012年) 鳥取県

【更新】出典をレッドデータブックとっとり改訂版(2022年)に更新

(c) 海生生物

○魚類など

砂浜海岸の浅場には、シロギスが周年確認される。その他、ヒラメ、ネズミゴチ、ホウボウなどの魚類が生息するほか、スズキ、マダイなどの稚魚も多い。コウイカは春先から初夏にかけて浅場の藻場等で産卵している。岩美町・鳥取市・琴浦町・米子市などの砂浜では、絶滅危惧種であるアカウミガメの漂着が確認されている。希ではあるが、岩美町、北栄町などではアカウミガメの産卵・孵化も確認されている。



アカウミガメ

写真提供：鳥取県立博物館



ヒラメ

写真提供：山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館

参考文献

【カニ類】

日本海南海部鳥取県沿岸およびその周辺に生息するカニ類(2011年)

干潟の絶滅危惧動物図鑑(2012) 武田正倫 他

鳥取県の砂浜海岸におけるスナガニの分布 (2009年) 日本ベントス学会 和田年史

【昆虫類・クモガタ類】

鳥取県のすぐれた自然・動物編(1993年) 鳥取県

レッドデータブックとっとり改訂版(2022年) 鳥取県

【鳥類】

NPO 法人日本野鳥の会鳥取支部ウェブサイト

レッドデータブックとっとり改訂版(2022年) 鳥取県

【植物】

鳥取県のすぐれた自然・植物編(1993年) 鳥取県

レッドデータブックとっとり改訂版(2022年) 鳥取県

【海生生物】

山陰海岸の身近な海の生きものガイドブック(2015年) 鳥取県 鳥取県立博物館付属山陰海岸学習館

レッドデータブックとっとり改訂版(2022年) 鳥取県

(8) 海岸景観

- 白砂青松と壮大な岩崖が対照的な景観を形成している。

鳥取沿岸は全体として、広大な鳥取砂丘や弓ヶ浜に代表される白砂青松の砂浜海岸と岩美町浦富海岸などに見られる壮大な海食崖海岸が、対照的な変化に富んだ景観を形成している。

- 各地域の特徴をみると岩美町では、名勝及び天然記念物《浦富海岸》の岩場とポケットビーチから形成される崖海岸と砂浜海岸が見事に調和した美しい海浜景観を生み出している。
- 鳥取市では、鳥取砂丘から白兔海岸、長尾鼻にかけては風光明媚な砂浜景観が続き、随所で鳴き砂現象などがみられる。特に、広大な鳥取砂丘は全国にない眺望である。
- 鳥取市気高町～湯梨浜町では、長尾鼻から羽合漁港海岸までは変化に富んだ海岸景観が続いており、橋津の海食洞に代表される崖海岸とポケットビーチが交互に存在している。
- 北栄町～琴浦町では、北条・大栄両海岸付近では砂丘を中心とする砂浜と松林の連続する景観が特徴的である。
- 琴浦町～大山町では、磯浜とポケットビーチが交互に存在する変化に富んだ海岸景観が続いている。
- 米子市～境港市では、沿岸部西端の美保湾沿岸にかけては、弓ヶ浜に代表される白砂青松の砂浜が弓状に続き、大山の雄大な姿とその裾野に広がる広大で緑豊かな領域が形成されており、砂浜が景観の重要な要素となっている。



鳥取市 鳥取砂丘



米子市 皆生海岸

(8) 海岸景観

- 白砂青松と壮大な岩崖が対照的な景観を形成している。

鳥取沿岸は全体として、広大な鳥取砂丘や弓ヶ浜に代表される白砂青松の砂浜海岸と岩美町浦富海岸などに見られる壮大な海食崖海岸が、対照的な変化に富んだ景観を形成している。

- 各地域の特徴をみると岩美町では、名勝及び天然記念物《浦富海岸》の岩場とポケットビーチから形成される崖海岸と砂浜海岸が見事に調和した美しい海浜景観を生み出している。
- 鳥取市では、鳥取砂丘から白兔海岸、長尾鼻にかけては風光明媚な砂浜景観が続き、随所で鳴き砂現象などがみられる。特に、広大な鳥取砂丘は全国にない眺望である。
- 鳥取市気高町～湯梨浜町では、長尾鼻から羽合漁港海岸までは変化に富んだ海岸景観が続いており、橋津の海食洞に代表される崖海岸とポケットビーチが交互に存在している。
- 北栄町～琴浦町では、北条・大栄両海岸付近では砂丘を中心とする砂浜と松林の連続する景観が特徴的である。
- 琴浦町～大山町では、磯浜とポケットビーチが交互に存在する変化に富んだ海岸景観が続いている。
- 米子市～境港市では、沿岸部西端の美保湾沿岸にかけては、弓ヶ浜に代表される白砂青松の砂浜が弓状に続き、大山の雄大な姿とその裾野に広がる広大で緑豊かな領域が形成されており、砂浜が景観の重要な要素となっている。



鳥取市 鳥取砂丘



米子市 皆生海岸



●海岸の優れた地形・地質

項目
① 東浜海岸
② 羽尾岬と竜神洞
③ 清宮海岸
④ 鳥取砂丘
⑤ 白浜海岸
⑥ 長尾島
⑦ 鳥取県下に分布する磯り砂
⑧ 治砂丘(原の砂丘)
⑨ 標津の海水浴公園・旧飯倉庫
⑩ 北条砂丘
⑪ 名和町の磯浜
⑫ 弓ヶ浜砂州

●貴重な植生

番号	名称
A	合せヶ谷スリバチのクロマツ林
B	白浜神社社叢
C	明神神社社叢
D	苗津～田嶋海岸のハマセサカ群落
E	松河原のハマナス群落
F	和泉神社社叢
G	甘藷神社社叢
H	小羽尾神社のヒメズリハ林
I	熊野神社社叢
J	清宮海岸の海岸雑生
K	鳥取砂丘の雑生
L	伏野神社社叢
M	竜神のスタジイ林
N	標津海岸のトウチイラン・オオエゾデングサ群落
O	遠坂八幡神社社叢
P	日吉神社社叢
Q	弓ヶ浜海岸の砂丘雑生

■鳥取沿岸に生息する主なRDB掲載種

番号	名称	絶滅危惧Ⅰ類
a	オジロワシ	
b	オオワシ	
c	ヘラサギ	
d	クロツラヘラサギ	
e	コアシサシ	
f	ハヤブサ	
g	サンカノゴイ	
h	ヒシクイ	
i	トモエガモ	
j	シノリガモ	
k	オオハクチョウ	
l	ズグロカモメ	
m	アカウミガメ	
n	ハヤビロハンショウ	
o	コガタノゲンゴロウ	
p	キマダラルリツバメ	
q	ハマベウスバカゲロウ	
r	イソユキリグモ	
s	カロナギサダニ	

鳥取の自然

出典 鳥取県の優れた自然 地形・地質編 (1993.12) 鳥取県

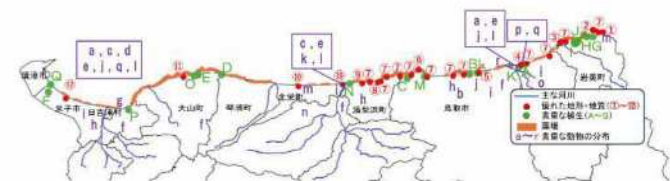
鳥取県の優れた自然 植物編 (1993.12) 鳥取県

RDB とっとり改訂版 (2012) 鳥取県

～自然的特性のまとめ～

- 日本有数の砂浜海岸や砂丘を有するとともに、崖海岸、磯浜など変化に富んだ海岸が多数存在している。
- 沿岸域の生物相は、特色のある地形などに応じて、特有の陸生・海生生物がみられ多様である。
- 白砂青松やと壮大な岩崖が対照的な景観を形成している。

【更新】n:ハラビロハンミョウ絶滅による番号変更



●海岸の優れた地形・地質

項目
① 東浜海岸
② 羽尾岬と竜神洞
③ 清宮海岸
④ 鳥取砂丘
⑤ 白浜海岸
⑥ 長尾島
⑦ 鳥取県下に分布する磯り砂
⑧ 治砂丘(原の砂丘)
⑨ 標津の海水浴公園・旧飯倉庫
⑩ 北条砂丘
⑪ 名和町の磯浜
⑫ 弓ヶ浜砂州

●貴重な植生

番号	名称
A	合せヶ谷スリバチのクロマツ林
B	白浜神社社叢
C	明神神社社叢
D	苗津～田嶋海岸のハマセサカ群落
E	松河原のハマナス群落
F	和泉神社社叢
G	甘藷神社社叢
H	小羽尾神社のヒメズリハ林
I	熊野神社社叢
J	清宮海岸の海岸雑生
K	鳥取砂丘の雑生
L	伏野神社社叢
M	竜神のスタジイ林
N	標津海岸のトウチイラン・オオエゾデングサ群落
O	遠坂八幡神社社叢
P	日吉神社社叢
Q	弓ヶ浜海岸の砂丘雑生

■鳥取沿岸に生息する主なRDB掲載種

番号	名称	絶滅危惧Ⅰ類
a	オジロワシ	
b	オオワシ	
c	ヘラサギ	
d	クロツラヘラサギ	
e	コアシサシ	
f	ハヤブサ	
g	サンカノゴイ	
h	ヒシクイ	
i	トモエガモ	
j	シノリガモ	
k	オオハクチョウ	
l	ズグロカモメ	
m	アカウミガメ	
n	コガタノゲンゴロウ	
o	キマダラルリツバメ	
p	ハマベウスバカゲロウ	
q	イソユキリグモ	
r	カロナギサダニ	

鳥取の自然

出典 鳥取県の優れた自然 地形・地質編 (1993.12) 鳥取県

出典 鳥取県の優れた自然 植物編 (1993.12) 鳥取県

出典 RDB とっとり改訂版 (2022) 鳥取県

～自然的特性のまとめ～

- 日本有数の砂浜海岸や砂丘を有するとともに、崖海岸、磯浜など変化に富んだ海岸が多数存在している。
- 沿岸域の生物相は、特色のある地形などに応じて、特有の陸生・海生生物がみられ多様である。
- 白砂青松やと壮大な岩崖が対照的な景観を形成している。

1.2 社会的特性

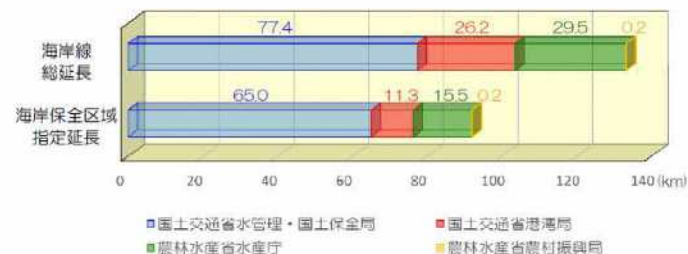
(1) 海岸の管理による区分

- 鳥取沿岸の海岸総延長は 133.3km であり、4つの所管に分かれている。

鳥取沿岸の海岸総延長は 133.3km であり、そのうち 92.1km が海岸保全区域として指定されている。各所管別の内訳は、海岸保全区域延長のうち国土交通省水管理・国土保全局が約 65.0km、国土交通省港湾局が約 11.3km、農林水産省水産庁が約 15.5km、農林水産省農村振興局が約 0.2km である。

なお、当基本計画の対象となる沿岸の範囲は、その生態系、景観、漁業の操業やレクリエーション利用などを考慮の上で、概ね以下のように設定している。

- ・陸域の範囲：海岸線から概ね 1 km 程度の範囲
- ・海域の範囲：水深 5 0 m より浅い範囲



沿岸の管理区分

平成29年4月1日現在（鳥取県調べ）

注）海岸保全区域：海岸を防護するため海岸保全施設の設置その他の管理を行う必要があるときに都道府県知事が指定する防護すべき海岸に係る一定の区域

1.2 社会的特性

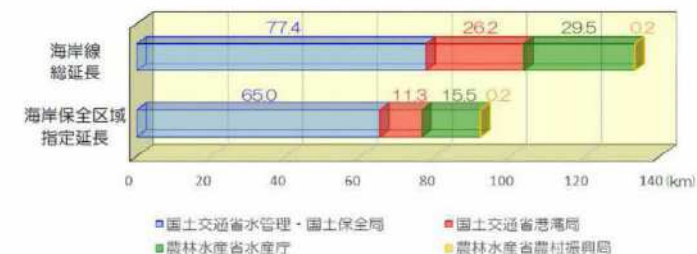
(1) 海岸の管理による区分

- 鳥取沿岸の海岸総延長は 133.3km であり、4つの所管に分かれている。

鳥取沿岸の海岸総延長は 133.3km であり、そのうち 92.1km が海岸保全区域として指定されている。各所管別の内訳は、海岸保全区域延長のうち国土交通省水管理・国土保全局が約 65.0km、国土交通省港湾局が約 11.3km、農林水産省水産庁が約 15.5km、農林水産省農村振興局が約 0.2km である。

なお、**海岸保全基本計画**の対象となる沿岸の範囲は、その生態系、景観、漁業の操業やレクリエーション利用などを考慮の上で、概ね**注**のように設定している。

- ・陸域の範囲：海岸線から概ね 1 km 程度の範囲
- ・海域の範囲：水深 5 0 m より浅い範囲



沿岸の管理区分

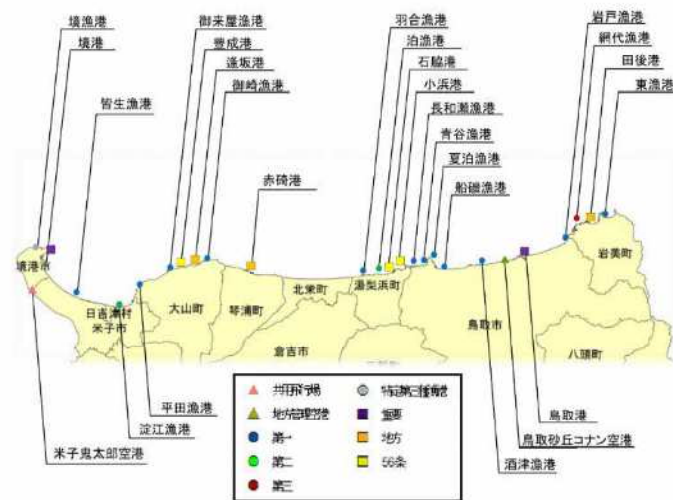
平成29年4月1日現在（鳥取県調べ）

注）海岸保全区域：海岸を防護するため海岸保全施設の設置その他の管理を行う必要があるときに都道府県知事が指定する防護すべき海岸に係る一定の区域

(2) 港湾・漁港

■ 鳥取沿岸には数多くの港湾や漁港が整備されている。

鳥取沿岸には8つの港湾が整備されており、その内、重要港湾は境港と鳥取港の2港ある。境港はクルーズ船の寄港が年々増加しており、モノとヒトが交流する「北東アジアゲートウェイ」としての機能を発揮している。鳥取港周辺は「鳥取・賀露みなとオアシス」に登録され、地域交流の拠点として位置づけられている。また、16の漁港も整備されており、特定第3種漁港として境漁港がある。



鳥取県の漁港・港湾

出典：鳥取県の港（2013）を基に鳥取県作成

(2) 港湾・漁港

■ 鳥取沿岸には数多くの港湾や漁港が整備されている。

鳥取沿岸には8つの港湾が整備されており、その内、重要港湾は境港と鳥取港の2港ある。境港はクルーズ船の寄港が年々増加しており、モノとヒトが交流する「北東アジアゲートウェイ」としての機能を発揮している。鳥取港周辺は「鳥取・賀露みなとオアシス」に登録され、地域交流の拠点として位置づけられている。また、16の漁港も整備されており、特定第3種漁港として境漁港がある。



鳥取県の漁港・港湾

出典：鳥取県の港（2013）を基に鳥取県作成

(3) 人口

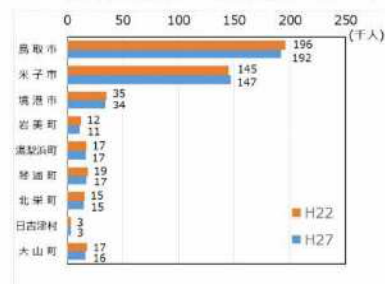
- 鳥取県では、比較的沿岸部を生活の拠点としている人が多い。

沿岸市町村（3市5町1村）の人口は約45万人で、県内人口（約57万人）の約8割を占めている。

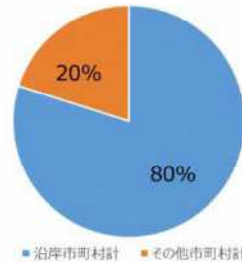
そのうち、鳥取市（19.2万人）と米子市（14.7万人）の人口が多く、境港市（3.4万人）、琴浦町（1.7万人）、湯梨浜町（1.7万人）、大山町（1.6万人）と続いている。（平成27年国勢調査による人口・世帯数（確定値））

平成22年から5カ年の市町村別の人口推移をみると、米子市は増加傾向で推移し、鳥取市とその他の市町村部では横ばいで推移している。

沿岸部には人口・資産が集まっており、生活の重要な場となっている。

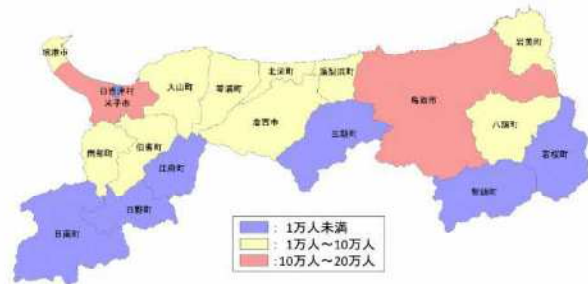


鳥取県の人口推移



沿岸市町村とその他の市町村の人口構成比

出典：鳥取県（H27年）国勢調査確定値



鳥取県の市町村別の人口分布

出典：鳥取県（H27年）国勢調査確定値

【時点更新】令和2年国勢調査結果に更新、人口減少に関する内容を追記

(3) 人口

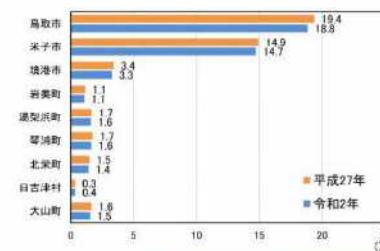
- 鳥取県では、比較的沿岸部を生活の拠点としている人が多いが、2000年をピークに緩やかに人口が減少している。

沿岸市町村（3市5町1村）の人口は約45万人で、県内人口（約55万人）の約8割を占めている。

そのうち、鳥取市（18.8万人）と米子市（14.7万人）の人口が多く、境港市（3.2万人）、琴浦町（1.6万人）、湯梨浜町（1.6万人）、大山町（1.5万人）と続いている。（令和2年国勢調査による人口・世帯数（確定値））

平成27年から5カ年の市町村別の人口推移をみると、鳥取市・米子市ともに減少傾向で推移し、その他の市町村部では減少傾向または横ばいで推移している。

沿岸部には人口・資産が集まっており、生活の重要な場となっている。



鳥取県の人口推移

沿岸市町村とその他の市町村の人口構成比

出典：令和2年国勢調査結果（確定値）の概要（人口等基本集計）



鳥取県の市町村別の人口分布

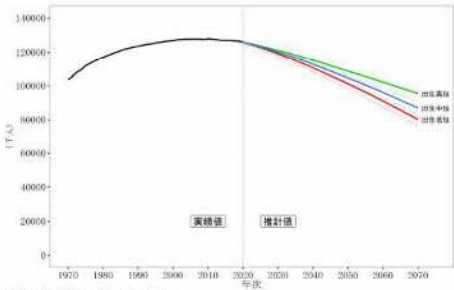
出典：令和2年国勢調査結果（確定値）の概要（人口等基本集計）

現行計画なし
(第2回検討委員会後に資料追加)

【時点更新】令和2年国勢調査結果に更新、人口減少に関する内容を追記

国立社会保障・人口問題研究所によると、今後日本の総人口は長期的に減少していくことが推計されており、出生中位の推計結果では、2045年の1億880万人、2056年には1億人を下回る9,965万人となり、2070年には8,700万人になると推計されている。

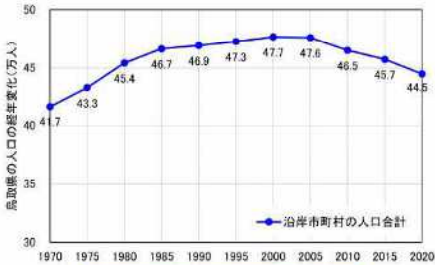
鳥取県においても2000年の47.7万人をピークに沿岸市町村の人口が減少傾向にあり、将来において背後地の資産状況が大きく変化することが想定される。そのため、将来の背後地の人口や資産状況等を踏まえ、施設整備の優先度を考慮し検討していく。



実績は今回推計、実績は前回推計。

日本における総人口の推移 —出生中位・高位・低位(死亡中位)推計—

出典：日本の将来推計人口(令和5年推計),国立社会保障・人口問題研究所 HP



沿岸市町村における人口の経年変化

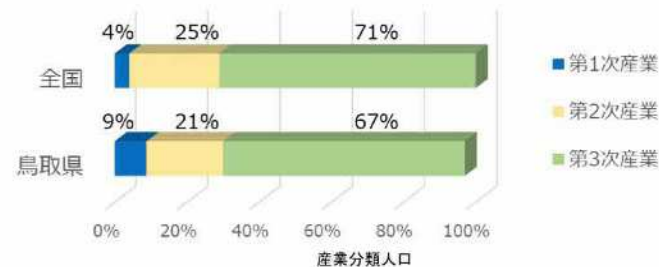
出典：国勢調査結果,鳥取県 HP<https://www.pref.tottori.lg.jp/174413.htm>

(4) 産業

- 鳥取県の産業は、第1次産業の就業者比率が全国平均より高く、漁業及び観光業が活発である。

鳥取県の第1次産業は、その人口比率が10%と全国平均の4%に比較して高く、松葉ガニに代表される漁業、二十世紀梨やラッキョウ等が特産の農業、智頭杉ブランド等で知られる林業と重要な産業となっている(2015年国勢調査)。

海岸に関連する産業としては、沿岸において刺網、小型底引き網、いか釣りや、イワガキ、サザエ等の採貝を主体とした漁業が営まれている。近年は、夏輝(天然岩牡蠣)、五輝星(松葉ガニ)などの鳥取県特産のブランド化や、お嬢サバ(マサバ)、銀鮭の高品質魚の養殖も推進されている。また、県内には海水浴場や皆生温泉に代表されるような沿岸の温泉地や日本最大級の鳥取砂丘、因幡の白うさぎ伝説の舞台といわれる白兎海岸等の観光資源も多く、観光業も県を挙げて推進している。



出典：2015国勢調査



出典：鳥取県農林水産業の概要(令和元年度)を基に鳥取県作成

【時点更新】令和2年国勢調査結果に更新

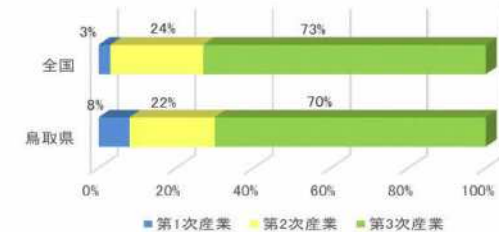
(4) 産業

- 鳥取県の産業は、第1次産業の就業者比率が全国平均より高い。また、漁業及び観光業も活発である。

鳥取県の第1次産業は、その人口比率が8%と全国平均の3%に比較して高く、松葉ガニに代表される漁業、二十世紀梨やラッキョウ等が特産の農業、智頭杉ブランド等で知られる林業と重要な産業となっている(令和2年国勢調査)。

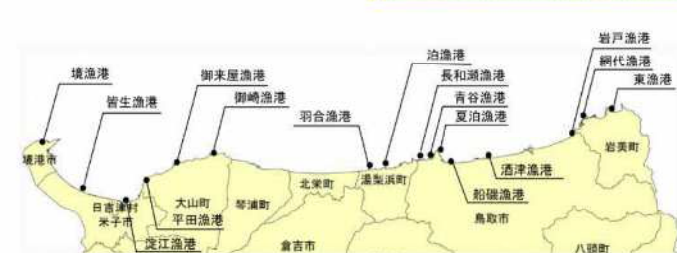
海岸に関連する産業としては、沿岸において刺網、小型底引き網、いか釣りや、イワガキ、サザエ等の採貝を主体とした漁業が営まれている。近年は、夏輝(天然岩牡蠣)、五輝星(松葉ガニ)などの鳥取県特産のブランド化や、お嬢サバ(マサバ)、銀鮭の高品質魚の養殖も推進されている。

また、県内には海水浴場や皆生温泉に代表されるような沿岸の温泉地や日本最大級の鳥取砂丘、因幡の白うさぎ伝説の舞台といわれる白兎海岸等の観光資源も多く、観光業も県を挙げて推進している。



産業分類人口

出典：令和2年国勢調査 就業状態等基本世帯調査結果



出典：鳥取県農林水産業の概要(令和2年度)を基に鳥取県作成

現行計画の記載内容	第2回検討委員会後の修正内容
－第1編 第1章 海岸の現況及び保全の方向に関する事項－ (5) 交通 ■ 鳥取県内の主要な交通は、沿岸部に整備されている。 基幹的な道路交通網として、一般国道 9 号が海岸に沿って東西方向に延びており、その国道 9 号を基軸として南北方向に一般国道 29 号、53 号、179 号、180 号、181 号、431 号等の幹線道路網で県内各都市間及び県外各都市との間を結んでいる。さらに、一般国道 9 号のバイパスとして山陰道の整備を実施し、中国横断自動車道姫路鳥取線及び県西部地域と山陽方面を繋ぐ中国横断自動車道岡山米子線の連絡により全国高速道路ネットワークの一部としてその効果を発揮している。また、山陰近畿自動車道も計画的に整備が進められており、沿岸部から内陸及び県へつながる道路網が整備されている。 (6) 歴史・文化、地域風俗 ■ 鳥取県は古くから東アジアとの交流が盛んな地域である。 ■ 沿岸域には、指定文化財が多く分布している。 ■ 貝がら節祭等に代表される海に係わる行事、地域風俗も多い。 鳥取県は大陸に近く、米子市淀江町上淀庵寺跡からの出土品にみられるように古くから東アジアとの交流が盛んで、文化が栄えた地域であったことがうかがえる。また、鳥取沿岸には、ほぼ全県下において指定文化財があり、沿岸域から丘陵地帯にかけて多く分布している。 ● 主な史跡には、境港市・米子市・北栄町・鳥取市の 4 か所の鳥取藩台場跡、鳥取市青谷町の青谷上寺地遺跡、米子市淀江町の妻木晩田遺跡がある。 ● 主な天然記念物では、岩美町の浦富海岸と大山町・鳥取市のハマナス自生南限地帯がある。 ● 主な重要無形文化財では、岩美町の大羽尾の菖蒲綱引き・鳥取市の因幡の菖蒲綱引きがある。 ● 主な海に係わる主要な年中行事・地域風俗等として、鳥取市の賀露神社「ホーエンヤ祭」、白兔まつり、鳥取市気高町の酒津のトンドウ、鳥取市青谷町のあおいち、夏泊海女、県東・中部の貝がら節祭、湯梨浜町の湊神社祭礼、琴浦町の波止の祭り、米子市淀江町の恵比寿まつり、境港市のみなと祭、マクロ感謝祭などがあり、その他にも多くの行事が行われている。 15	－第1編 第1章 海岸の現況及び保全の方向に関する事項－ (5) 交通 ■ 鳥取県内の主要な交通は、沿岸域に整備されている。 基幹的な道路交通網として、一般国道 9 号が海岸に沿って東西方向に延びており、その国道 9 号を基軸として南北方向に一般国道 29 号、53 号、179 号、180 号、181 号、431 号等の幹線道路網で県内各都市間及び県外各都市との間を結んでいる。さらに、一般国道 9 号のバイパスとして山陰道の整備を実施し、中国横断自動車道姫路鳥取線及び県西部地域と山陽方面を繋ぐ中国横断自動車道岡山米子線の連絡により全国高速道路ネットワークの一部としてその効果を発揮している。また、山陰近畿自動車道も計画的に整備が進められており、沿岸域から内陸及び県へつながる道路網が整備されている。 (6) 歴史・文化、地域風俗 ■ 鳥取県は古くから東アジアとの交流が盛んな地域である。 ■ 沿岸域には、指定文化財が多く分布している。 ■ 貝がら節祭等に代表される海に係わる行事、地域風俗も多い。 鳥取県は大陸に近く、米子市淀江町上淀庵寺跡からの出土品にみられるように古くから東アジアとの交流が盛んで、文化が栄えた地域であったことがうかがえる。また、鳥取沿岸には、ほぼ全県下において指定文化財があり、沿岸域から丘陵地帯にかけて多く分布している。 ● 主な史跡には、境港市・米子市・北栄町・鳥取市の 4 か所の鳥取藩台場跡、鳥取市青谷町の青谷上寺地遺跡、米子市淀江町の妻木晩田遺跡がある。 ● 主な天然記念物では、岩美町の浦富海岸と大山町・鳥取市のハマナス自生南限地帯がある。 ● 主な重要無形文化財では、岩美町の大羽尾の菖蒲綱引き・鳥取市の因幡の菖蒲綱引きがある。 ● 主な海に係わる主要な年中行事・地域風俗等として、鳥取市の賀露神社「ホーエンヤ祭」、白兔まつり、鳥取市気高町の酒津のトンドウ、鳥取市青谷町のあおいち、夏泊海女、県東・中部の貝がら節祭、湯梨浜町の湊神社祭礼、琴浦町の波止の祭り、米子市淀江町の恵比寿まつり、境港市のみなと祭、マクロ感謝祭などがあり、その他にも多くの行事が行われている。 16

－第1編 第1章 海岸の現況及び保全の方向に関する事項－



岩美町大羽尾 因幡の菖蒲綱引き
写真：鳥取県立博物館所蔵資料



鳥取市 賀露神社 ホーエンヤ祭り
写真：鳥取県立博物館所蔵資料



写真提供：鳥取県

琴浦町 波止の祭り



写真提供：鳥取県

鳥取市気高町 酒津のトンドウ



写真提供：鳥取県

境港市 みなと祭り

－第1編 第1章 海岸の現況及び保全の方向に関する事項－



岩美町大羽尾 因幡の菖蒲綱引き
写真：鳥取県立博物館所蔵資料



鳥取市 賀露神社 ホーエンヤ祭り
写真：鳥取県立博物館所蔵資料



写真提供：鳥取県

琴浦町 波止の祭り



写真提供：鳥取県

鳥取市気高町 酒津のトンドウ



写真提供：鳥取県

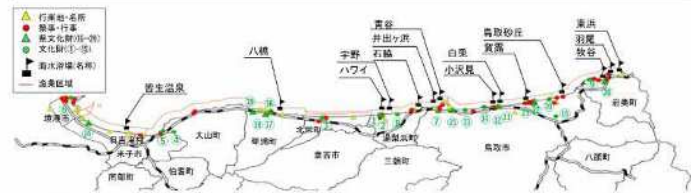
境港市 みなと祭り



国指定文化財		観光資源	
種別	名称	市町村	名称
史跡	1 鳥取藩台場跡 (鳥取台場跡)	岩美町	清富海岸、東浜海岸野外施設、山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館、津安渡館
	2 橋津古墳群		大羽尾の墓園横引き、牧谷のはねそ緒、清富海岸元気フェスティバル
	3 鳥取藩台場跡 (由良台場跡)	鳥取市	鳥取砂丘、多岐ヶ池、賀露西浜、白免神社、白免海岸、気高町遊園センター、瀧山池、井手ヶ浜、鳥見台、長尾島、夏泊海岸
	4 妻木晩田遺跡		賀露神社ホーエンヤ祭、白免まつり、鳥取かにフェスタ、賀露白いか祭り、田嶋の墓園横引き
	5 鳥取藩台場跡 (江台場跡)		鳥取砂丘イリュージョン、白免海水浴場開き、小沢見海水浴場開き、賀露みなと海水浴場開き、鳥取砂丘海水浴場開き
	6 鳥取藩台場跡 (浪江台場跡)		あおやもり砂ビーチフェスタ、砂丘ビーチ砂もり大会、鳥取港サンセットクルーズ
	7 尾崎氏墓園		石橋キャンプ場、潮風の丘とまり、尾崎氏墓園、橋津古墳群、東郷副将合戦海公園
名勝及び天然記念物	8 清富海岸	湯梨浜町	鳥取藩津山台場遺跡、麓神社の大祭、治夏祭り、湊神社祭礼、お盆の送り火(孟買盆舟流し)
天然記念物	9 鳥取砂丘		北条海岸広場、砂丘公園センター、道の駅大栄、マリナー大栄、青山湖ふるさと館
	10 ハマナス自生南限地帯	北栄町	鳥取藩台場跡由良台場跡
無形民俗文化財	11 白免神社舞臺		北条砂丘まつり、高江津神社奉祭
	12 酒津のトンドウ	琴浦町	八咫海海水浴場、鳴り石の浜、花見湯墓地、菊湯・流しぐれ三度笠
無形民俗文化財	13 因幡の墓園横引き		流しの祭り
	14 因幡の墓園横引き	大山町	鳥取藩江台場跡、妻木晩田遺跡、皆生温泉、皆生海浜公園、弓ヶ浜公園、船田キャンプ場
	15 因幡の墓園横引き		アジア博物館、井上陣記念館
県指定文化財	16 神崎神社本殿	米子市	鳥取藩津山台場跡、鳥取藩公団、夢みなとタワー、海とくらの史料館
	17 赤崎塔		アジヤ博物館、井上陣記念館
天然記念物	18 マテハシの北限地帯 (皆光寺の樹叢)	日吉津村	鳥取藩津山台場跡、鳥取藩公団、夢みなとタワー、海とくらの史料館
	19 鹿津のハマシサカキ群		アジヤ博物館、井上陣記念館
重要無形民俗文化財	20 牧谷のはねそ緒	境港市	鳥取藩津山台場跡、鳥取藩公団、夢みなとタワー、海とくらの史料館
	21 百手の神事		アジヤ博物館、井上陣記念館

出典：鳥取県観光総合便覧(2000年) 鳥取県、沿岸市町村アンケート結果
鳥取県の文化財と観光資源

【更新】沿岸市町村へのアンケート結果を踏まえて資料更新



国指定文化財		観光資源	
種別	No.	市町村	名称
史跡	1 鳥取藩台場跡 (橋津台場跡)	岩美町	清富海岸、東浜海岸野外施設、山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館、津安渡館
	2 橋津古墳群		大羽尾の墓園横引き、牧谷のはねそ緒、清富海岸元気フェスティバル
	3 鳥取藩台場跡 (由良台場跡)	鳥取市	鳥取砂丘、多岐ヶ池、賀露西浜、白免神社、白免海岸、気高町遊園センター、瀧山池、井手ヶ浜、鳥見台、長尾島、夏泊海岸
	4 妻木晩田遺跡		賀露神社ホーエンヤ祭、白免まつり、鳥取かにフェスタ、賀露白いか祭り、田嶋の墓園横引き
	5 鳥取藩台場跡 (江台場跡)		鳥取砂丘イリュージョン、白免海水浴場開き、小沢見海水浴場開き、賀露みなと海水浴場開き、鳥取砂丘海水浴場開き
	6 鳥取藩台場跡 (浪江台場跡)		あおやもり砂ビーチフェスタ、砂丘ビーチ砂もり大会、鳥取港サンセットクルーズ
	7 尾崎氏墓園		石橋キャンプ場、潮風の丘とまり、尾崎氏墓園、橋津古墳群、東郷副将合戦海公園
名勝及び天然記念物	8 清富海岸	湯梨浜町	鳥取藩津山台場遺跡、麓神社の大祭、治夏祭り、湊神社祭礼、お盆の送り火(孟買盆舟流し)
天然記念物	9 鳥取砂丘		北条海岸広場、砂丘公園センター、道の駅大栄、マリナー大栄、青山湖ふるさと館
	10 ハマナス自生南限地帯	北栄町	鳥取藩台場跡由良台場跡
重要無形民俗文化財	11 白免神社舞臺		北条砂丘まつり、高江津神社奉祭
	12 酒津のトンドウ	琴浦町	八咫海海水浴場、鳴り石の浜、花見湯墓地、菊湯・流しぐれ三度笠
無形民俗文化財	13 因幡の墓園横引き		流しの祭り
	14 因幡の墓園横引き	大山町	鳥取藩江台場跡、妻木晩田遺跡、皆生温泉、皆生海浜公園、弓ヶ浜公園、船田キャンプ場
	15 因幡の墓園横引き		アジア博物館、井上陣記念館
県指定文化財	16 神崎神社本殿	米子市	鳥取藩津山台場跡、鳥取藩公団、夢みなとタワー、海とくらの史料館
	17 赤崎塔		アジヤ博物館、井上陣記念館
天然記念物	18 マテハシの北限地帯 (皆光寺の樹叢)	日吉津村	鳥取藩津山台場跡、鳥取藩公団、夢みなとタワー、海とくらの史料館
	19 鹿津のハマシサカキ群		アジヤ博物館、井上陣記念館
重要無形民俗文化財	20 牧谷のはねそ緒	境港市	鳥取藩津山台場跡、鳥取藩公団、夢みなとタワー、海とくらの史料館
	21 百手の神事		アジヤ博物館、井上陣記念館

出典：鳥取県観光総合便覧(2000年) 鳥取県、沿岸市町村アンケート結果を基に作成

鳥取県の文化財と観光資源

(7) 関連する法規制及び諸計画

(a) 関連する法規制

自然公園、保安林、景観形成地域、環境美化促進地区及び鳥獣保護区について下表に示す。

鳥取県の法規制

項目	概要
自然公園	・山陰海岸国立公園は、岩美町から千代川の右岸近くまでの海域の全てが普通地域に指定され、浦富海岸が「浦富海岸海中公園地区」に、「鳥取砂丘」が特別保護地区に指定され、残りの陸域は特別地域となっている。 ・西因幡県立自然公園は、鳥取市気高町と鳥取市青谷町の沿岸が指定され、また三朝東郷湖県立自然公園は湯梨浜町に指定されている。
保安林	・鳥取、北条、大栄、弓ヶ浜などの砂浜海岸の背後は飛砂防備、潮害防備保安林が带状に分布し、白砂青松を形成している。また、岩美、気高、中山等の崖海岸の背後の樹林は魚つき保安林に指定されており、崖と松等の景観が形成されている。
景観形成地域	・沿道海浜地域のすぐれた海浜景観や地域特性と調和した統一感のある景観形成を図るため、因幡白兎景観形成重点区域、北条砂丘景観形成区域、弓ヶ浜景観形成区域の3地区が「鳥取県景観形成条例」、「鳥取市景観形成条例」に基づく沿道海浜景観形成重点地域に指定されている。
環境美化促進地区	・県内全域での「ごみのポイ捨て禁止」を定めた「鳥取県環境美化の促進に関する条例」に基づき、北条町北条海浜広場地区などの海岸近傍地区が環境美化促進地区に指定されている。これらの地区では環境美化指導員を配置してゴミの散乱状況の巡回パトロールや県民への美化指導を行うとともに、地元住民等による計画的な清掃活動が進められている。
鳥獣保護区	・沿岸部では、浦富海岸、湖山池、東郷池が鳥獣保護区に指定されており、その他の丘陵地帯には特定猟具（銃器）使用禁止区域が指定されている。

(7) 関連する法規制及び諸計画

(a) 関連する法規制

自然公園、保安林、景観形成地域、環境美化促進地区及び鳥獣保護区について下表に示す。

鳥取県の法規制

項目	概要
自然公園	・山陰海岸国立公園は、岩美町から千代川の右岸近くまでの海域の全てが普通地域に指定され、浦富海岸が「浦富海岸海中公園地区」に、「鳥取砂丘」が特別保護地区に指定され、残りの陸域は特別地域となっている。 ・西因幡県立自然公園は、鳥取市気高町と鳥取市青谷町の沿岸が指定され、また三朝東郷湖県立自然公園は湯梨浜町に指定されている。
保安林	・鳥取、北条、大栄、弓ヶ浜などの砂浜海岸の背後は飛砂防備、潮害防備保安林が带状に分布し、白砂青松を形成している。また、岩美、気高、中山等の崖海岸の背後の樹林は魚つき保安林に指定されており、崖と松等の景観が形成されている。
景観形成地域	・沿道海浜地域のすぐれた海浜景観や地域特性と調和した統一感のある景観形成を図るため、因幡白兎景観形成重点区域、北条砂丘景観形成区域、弓ヶ浜景観形成区域の3地区が「鳥取県景観形成条例」、「鳥取市景観形成条例」に基づく沿道海浜景観形成重点地域に指定されている。
環境美化促進地区	・県内全域での「ごみのポイ捨て禁止」を定めた「鳥取県環境美化の促進に関する条例」に基づき、北条町北条海浜広場地区などの海岸近傍地区が環境美化促進地区に指定されている。これらの地区では環境美化指導員を配置してゴミの散乱状況の巡回パトロールや県民への美化指導を行うとともに、地元住民等による計画的な清掃活動が進められている。
鳥獣保護区	・沿岸部では、浦富海岸、湖山池、東郷池が鳥獣保護区に指定されており、その他の丘陵地帯には特定猟具（銃器）使用禁止区域が指定されている。

(b) 関連する諸計画

国、県、各市町村の諸計画は次のとおり。

関連する諸計画

国	第五次全国総合開発計画 「21世紀の国土のグランドデザイン」 山陰海岸国立公園計画	目標年次 H22～H27 H26.3～
県	鳥取21世紀ビジョン～つくろう鳥取新風土記 鳥取県の将来ビジョン 「鳥取沿岸の総合的な土砂管理ガイドライン」	H13.5～ H20.12～ H17.6～
各市町村	(岩美町) 浦富海岸地域活性化基本計画 (岩美町) 名称及び天然記念物浦富海岸保存管理計画 (岩美町) 浦富海岸整備計画 (日吉津村) 日吉津海岸C C Z整備計画	[H9～] [H23～] [H12～] [S63～]

～社会的特性のまとめ～

- 沿岸市町村の人口は、県内人口の約8割を占め、8つの港湾と16の漁港が分布しており、鳥取県における社会・経済活動の場として重要な地域となっている。
- 海に係わる行事（お祭り）が盛んに行われ、今後も継続的に実施が予定されている。

【更新】沿岸市町村へのアンケート結果を踏まえて資料更新

(b) 関連する諸計画

国、県、各市町村の諸計画は次のとおり。

関連する諸計画

国	第二次国土形成計画（全国計画） 山陰海岸国立公園計画	R5～ H26.3～
県	鳥取県の将来ビジョン 「鳥取沿岸の総合的な土砂管理ガイドライン」	H20.12～ H17.6～
各市町村	(岩美町) 浦富海岸地域活性化基本計画 (岩美町) 名称及び天然記念物浦富海岸保存管理計画 (岩美町) 浦富海岸整備計画 (日吉津村) 日吉津海岸C C Z整備計画 (日吉津村) 日吉津村海浜エリア活性化計画	[H9～] [H23～] [H12～] [S63～] [R5～]

～社会的特性のまとめ～

- 沿岸市町村の人口は、県内人口の約8割を占め、8つの港湾と16の漁港が分布しており、鳥取県における社会・経済活動の場として重要な地域となっている。
- 海に係わる行事（お祭り）が盛んに行われ、今後も継続的に実施が予定されている。

現行計画の記載内容	第2回検討委員会後の修正内容
－第1編 第1章 海岸の現況及び保全の方向に関する事項－ 1.3 ゾーニング 計画対象となる鳥取沿岸は、岩美町から境港市までの広範囲にわたる。このため、ある程度のまとまりにより地域区分を行い、その地域区分の単位を「ゾーン」とした。鳥取沿岸海岸保全基本計画の策定にあたり、地形・漂砂特性を十分に反映できるよう、以下の方針を基にゾーニングを行う。 鳥取沿岸は、その地形・漂砂特性からみると、 a. 主要三河川の河口周辺部でほとんど全てが砂浜である区域 (主要三河川からの流出土砂により形成された砂浜区域) b. 上記a以外の岩礁帯とポケットビーチまたは磯浜が点在する区域 の大きく2つに区分できる。 更に、上記を踏まえた上で、その位置などを考慮し、鳥取沿岸域を次の6つのゾーンに区分する。 a : [②千代川周辺ゾーン、④天神川周辺ゾーン、⑥日野川周辺ゾーン] b : [①岩美ゾーン、③長尾鼻ゾーン、⑤大山ゾーン] 各ゾーンの概要を次ページ以降に示す。 20	－第1編 第1章 海岸の現況及び保全の方向に関する事項－ 1.3 ゾーニング 計画対象となる鳥取沿岸は、岩美町から境港市までの広範囲にわたる。このため、ある程度のまとまりにより地域区分を行い、その地域区分の単位を「ゾーン」とした。鳥取沿岸海岸保全基本計画の策定にあたり、地形・漂砂特性を十分に反映できるよう、次の方針を基にゾーニングを行う。 鳥取沿岸は、その地形・漂砂特性からみると、 a. 主要三河川の河口周辺部でほとんど全てが砂浜である区域 (主要三河川からの流出土砂により形成された砂浜区域) b. 上記a以外の岩礁帯とポケットビーチまたは磯浜が点在する区域 の大きく2つに区分できる。 更に、上記を踏まえた上で、その位置などを考慮し、鳥取沿岸域を次の6つのゾーンに区分する。 a : [②千代川周辺ゾーン、④天神川周辺ゾーン、⑥日野川周辺ゾーン] b : [①岩美ゾーン、③長尾鼻ゾーン、⑤大山ゾーン] 各ゾーンの概要を次ページ以降に示す。 21

1) 岩美ゾーン【範囲：岩美町】

- ・ポケットビーチと崖海岸を有しており、ポケットビーチは県内有数の海水浴場として利用されている。
- ・浅海域の崖部は豊かな藻場と磯根資源が存在している。
- ・山陰海岸国立公園に指定され、浦富海岸は海中公園に指定されている。
- ・浦富から牧谷間、陸上の砂浜海岸において海岸侵食が発生している。



2) 千代川周辺ゾーン【範囲：鳥取市福部村～鳥取市気高町】

- ・千代川からの供給土砂が減っているため、千代川右岸側に位置する福部海岸等の砂丘海岸を中心に短期的ではあるが海岸侵食が発生している。
- ・東側は山陰海岸国立公園に、西側は因幡白兎景観形成重点区域に指定されており、小沢見の鳴り砂、夕日や漁り火等の優れた地形・景観がある。
- ・鳥取砂丘の砂丘植生、千代川河口の渡り鳥等の鳥類等の生息場として環境に優れた場である。



3) 長尾鼻ゾーン【範囲：鳥取市気高町～湯梨浜町泊】

- ・ポケットビーチと崖海岸が交互に存在する領域を有している。
- ・西因幡県立自然公園に指定されており、ポケットビーチとなっている青谷・石脇の鳴り砂、魚見台から眺望等優れた地形・景観、トウテイラン群生等の海岸植生、カモ類等の鳥類等の生息に優れた環境を有している。



1) 岩美ゾーン【範囲：岩美町】

- ・ポケットビーチと崖海岸を有しており、ポケットビーチは県内有数の海水浴場として利用されている。
- ・浅海域の崖部は豊かな藻場と磯根資源が存在している。
- ・山陰海岸国立公園に指定され、浦富海岸は海中公園に指定されている。
- ・浦富から牧谷間、陸上の砂浜海岸において海岸侵食が発生している。



2) 千代川周辺ゾーン【範囲：鳥取市福部村～鳥取市気高町】

- ・千代川からの供給土砂が減っているため、千代川右岸側に位置する福部海岸等の砂丘海岸を中心に短期的ではあるが海岸侵食が発生している。
- ・東側は山陰海岸国立公園に、西側は因幡白兎景観形成重点区域に指定されており、小沢見の鳴り砂、夕日や漁り火等の優れた地形・景観がある。
- ・鳥取砂丘の砂丘植生、千代川河口の渡り鳥等の鳥類等の生息場として環境に優れた場である。



3) 長尾鼻ゾーン【範囲：鳥取市気高町～湯梨浜町泊】

- ・ポケットビーチと崖海岸が交互に存在する領域を有している。
- ・西因幡県立自然公園に指定されており、ポケットビーチとなっている青谷・石脇の鳴り砂、魚見台から眺望等優れた地形・景観、トウテイラン群生等の海岸植生、カモ類等の鳥類等の生息に優れた環境を有している。



4) 天神川周辺ゾーン【範囲：湯梨浜町泊～琴浦町赤碕】

- ・北条砂丘景観形成区域に指定されている砂丘地は、良好な景観を形成している。
- ・三朝東郷湖県立自然公園に指定されており、海岸岬穴群、泊地区の夕日等の優れた地形・景観、ツワブキ等の海岸植生、天神川河口や由良川河口のシギ・コアジサシ等の鳥類等の生息場として環境に優れた場である。



北条海岸

5) 大山ゾーン【範囲：琴浦町赤碕～大山町大山】

- ・数センチメートル～十数センチメートル程度の大きさの玉石などで形成された磯（れき）浜が広く存在している。
- ・琴浦町の鳴り石浜では、丸石が波にもまれて「カラコロ」と音をたてる珍しい浜として全国から注目されている。
- ・磯浜や海岸の漁り火等の優れた地形・景観、ハマナス等の海浜植生、インヒヨドリ等の鳥類等の生息場として環境に優れた場である。



赤碕海岸

6) 日野川周辺ゾーン【範囲：米子市淀江町～境港市】

- ・鉄穴流しで形成された地形であり、その終焉による日野川からの流出土砂の減少により、海岸侵食が発生し、海岸保全対策が行われている。また、日本で初めて離岸堤が設置された海岸である。
- ・優れた白砂青松、蜃気楼等の景観、弓ヶ浜海岸の砂丘植生が弓ヶ浜景観形成区域に指定されている。
- ・皆生等の海水浴場、皆生温泉や弓ヶ浜等のレクリエーション施設などの観光資源が多く存在するとともに、恵比寿祭りやトライアスロン大会等の行・祭事が執り行われている。
- ・日野川からの供給土砂が減っているため、河口西側（米子海岸両三柳地区～富益地区）では長期的にも短期的にも海岸侵食が西方向に広がりがつつある。



皆生海岸

4) 天神川周辺ゾーン【範囲：湯梨浜町泊～琴浦町赤碕】

- ・北条砂丘景観形成区域に指定されている砂丘地は、良好な景観を形成している。
- ・三朝東郷湖県立自然公園に指定されており、海岸岬穴群、泊地区の夕日等の優れた地形・景観、ツワブキ等の海岸植生、天神川河口や由良川河口のシギ・コアジサシ等の鳥類等の生息場として環境に優れた場である。



北条海岸

5) 大山ゾーン【範囲：琴浦町赤碕～大山町大山】

- ・数センチメートル～十数センチメートル程度の大きさの玉石などで形成された磯（れき）浜が広く存在している。
- ・琴浦町の鳴り石浜では、丸石が波にもまれて「カラコロ」と音をたてる珍しい浜として全国から注目されている。
- ・磯浜や海岸の漁り火等の優れた地形・景観、ハマナス等の海浜植生、インヒヨドリ等の鳥類等の生息場として環境に優れた場である。



赤碕海岸

6) 日野川周辺ゾーン【範囲：米子市淀江町～境港市】

- ・鉄穴流しで形成された地形であり、その終焉による日野川からの流出土砂の減少により、海岸侵食が発生し、海岸保全対策が行われている。また、日本で初めて離岸堤が設置された海岸である。
- ・優れた白砂青松、蜃気楼等の景観、弓ヶ浜海岸の砂丘植生が弓ヶ浜景観形成区域に指定されている。
- ・皆生等の海水浴場、皆生温泉や弓ヶ浜等のレクリエーション施設などの観光資源が多く存在するとともに、恵比寿祭りやトライアスロン大会等の行・祭事が執り行われている。
- ・日野川からの供給土砂が減っているため、河口西側（米子海岸両三柳地区～**和良田・大瀬津地区**）では長期的にも短期的にも海岸侵食が西方向に広がりがつつある。



皆生海岸



各ゾーンの海岸保全の目標

[illegible]